# な ご や しどくしょ すいしんけいかく 名古屋市読書バリアフリー推進計画

だい **(第1次)** 

れいわ 令和 6 年 3 月 を名 古 屋 市

※各ページにある四角のコードは音声コード「Uni-Voice」といい、スマートフォン・タブレット端末(アプリ)などで読み取ると、音声でこの冊子の内容を確認することができます。

#### はじめに

や和元年6月、障害の有無にかかわらずすべての国民 が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受する ことができる社会の実現に寄与することを目的とし、 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」 (読書バリアフリー法)が施行されました。



名古屋市では、法施行後、日常生活用具の給付拡大や代筆・代読支援員派遣 事業の実施、市立図書館における電子書籍サービスの導入、読書環境整備 独議会の設置など、施策の充実に努めてまいりましたが、今後、さらなる施策の推進を図るため、名古屋市読書バリアフリー推進計画を策定いたしました。

計画の策定にあたっては、読書バリアフリー推進計画策定会議を設置し、夢くの関係機関や関係団体の皆様からご助言、ご協力を賜りました。さらに、パブリックコメントを通じて、市民の皆様からご意見、ご協力をいただきました。ここに厚くお礼を申し上げます。

本計画をもとに、視覚障害のある方等の読書環境の整備に引き続き取り組んでまいります。今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

れいわ ねん がっ **令和6年(2024)年3月** 

なごゃしちょう かわむら 名古屋市長 河村 たかし

ı	はじめに	1
	( I ) 読書バリアフリー法の概要	1
	(2)読書バリアフリー推進計画の対象	1
	(3) 読書バリアフリー推進計画策定の意義、目的	2
	(4) 読書バリアフリー推進計画の策定体制	3
	(5) 読書バリアフリー推進計画の期間	3
2	ほんし 本市における現 <i>状</i>	4
	しかくしょうがいしゃとう げんじょう (I)視覚障害者等の現状	4
	とくしょかんきょうせいび かか ほんし とりく (2)読書環 境整備に係る本市の取組み	4
	(3) 市立図書館	4
	(4) 名古屋ライトハウス情 報 文化センター	5
	(5) 学校、学校図書館	6
	(6) なごや福祉用具プラザにおける ICT サポートセンター運営事	業
	てんやくしゃ おんやくしゃとう	
	てんやくしゃ おんやくしゃとう (7) 点訳者・音訳者等のボランティアグループ	
	(8)ネットワーク、連携の 状 況	8
	かんれんじぎょう <b>(9)関連事業</b>	9

3	かだい きほんてき ほうしん しさく ほうこうせい <b>課題と基本的な方針・施策の方向性</b> 12
	(I) 課題12
	(2) 基本的な 考 え方と施策の方向性15
	ほうしん しかくしょうがいしゃとう としょかんとう りょう かか たいせい せいびとう <方針1>視覚障害者等による図書館等の利用に係る体制の整備等15
	ばうしん < <b>方針2&gt;インターネットを利用したサービスの提供体制の強化</b> 16
	ほうしん たんまつき きとうおよ かん じょうほう にゅうしゅしえん <方針3>端末機器等及びこれに関する情 報の入手支援、
	じょうほうつうしんぎじゅつ しゅうとくし ぇ ん <b>情 報 通信技術の習 得支援</b> 17
	ほうしん じんざい いくせいとう <b>&lt;方針4&gt;人材の育成等</b> 18
4	LOLi) すうちもくひょう 指標、数値目標19
5	けいかく こんご <b>計画の今後</b>
6	ようごしゅう <b>用語集</b> 24
7	かんまつしりょう 巻末資料

#### 1 はじめに

#### (1)読書バリアフリー法の概要

や和元年6月28日、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」 いか、どくしょ (以下「読書バリアフリー法」という。)が公布・施行されました。

この法律は、「視覚障害者等の読書環境の整備に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚に計るがいたとうとくしまかはます。 ままりこうきょうだんたい はまむ かんしゅう できまる まま では、まま 計画の策定その他の視覚に書者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与すること」を目的としています。また、以下(3)に記すとおり、地方公共団体に対して計画の策定を求めているものとなっています。

#### (2)読書バリアフリー推進計画の対象

ı	しかくしょうがいしゃ 視覚障害者
2	とく じ こんなん はったつしょうがいしゃ 読字に困難がある発達障害者
3	な ではうし しょうがい とう りゅう しょせき も 寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが 難 しい、あるいは眼球使用が困難である身体 しょうがいしゃ 障害者

読書バリアフリー法第2条第1項において、「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達にようが、したいふじゅう た しょうがいしたい またっとなった たいぎ により、視覚による表現の認識が困難な方(以下、しかくしょうがいしゃとう でいき されています。具体的には、国において策定された、しかくしょうがいしゃとう どくしょかんしますの 単単に関する基本的な計画」において、気覚 にようがいしゃとう どくしまかんきょう せいび かいしん かん きほんてき けいがく 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」において、 しかくしょうがいしゃとう とくしまかんきょう せいび かいしん かん きほんてき けいがく しおいて、 もの では、 はったっしょうがいしゃ どくじょんなん はったっしょうがいしゃ とく こんなん はったっしょうがいしゃ おんきゅうしょう いまうし しょうがい とう こんなん はったっしょうがいしゃ とく こんなん はったっしょうがいしゃ ねっと こんなん はったっしょうがいしゃ ねっと こんなん はったっしょうがいしゃ ねっと こんなん はったっしょうがいしゃ はったっしょうがいしゃ ねっと こんなん はったっしょうがいしゃ なんきゅうしょう こんなん り、書籍を持つことやページをめくることが 難しい、あるいは眼球使用が困難であるしんたいしょうがいしゃ ほんけいかく かた たいしょう しんたいしょうがいしゃ り 本計画においてもこれらの方を対象とします。

なお、読書環境の整備にあたっては、視覚障害者等に加え、その他の障害により、 どくしょとしょかんりょう こんなん ともな かたがた はいりょ じゅうぶん にんしき と 、 読書や図書館の利用に困難を伴う方々への配慮も十分に認識して取り組みます。

また、読書そのものだけでなく、書籍に触れるまでの過程においても、視覚障害者 とう しょうがい しゅべつおよ ていど ままざま かたち しょうへき そんざい 等の障害の種別及び程度によって様々な形で障壁が存在すると考えられ、こうした しょうへき と のぞ と な ひつよう 障壁を取り除く取り組みが必要となります。

### (3)読書バリアフリー推進計画策定の意義、目的

たりますこうきょうだんたい どくしょ しょく けいかく 読書バリアフリー法において、地方公共団体の読書バリアフリー施策とその計画については以下のように記されています。

### どくしょ 説書バリアフリー法(抜粋)

### ちほうこうきょうだんたい せきむ (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、そ がいましています。 かいましている。 しかくしょうがいしゃとう どくしょかんきょう せいび すいしん かん しさく の地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を まくてい およ じっし せき む ゆう 策定し、及び実施する責務を有する。

#### 

たいはちじょう ちょうこうきょうだんたい きょんけいかく かんあん とうがいちょうこうきょうだんたい 第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚しまうがいしゃとう どくしょかんきょう せいび じょうきょうとう ふ とうがいちょうこうきょうだんたい 障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体におけるしかくしょうがいしゃとう どくしょかんきょう せいび すいしん かん けいかく さだ つと 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

本市では、読書バリアフリー法施行後、計画策定に先立ち、関係団体のご意見も聞いながら、読書バリアフリー法施行後、計画策定に先立ち、関係団体のご意見も聞きながら、読書バリアフリーに係る施策の充実に努めてまいりましたが、さらに施策のないには、はかは、はかは、はかは、はかは、はかは、ないにはいなく、まくてい、推進を図るため、本市における読書バリアフリー推進計画を策定することとしました。

なお、本計画は、視覚障害者等が読書を通じて文字・活字文化に触れることのできる環境整備を行うための第 l 次の計画として、当面の取組みの方向性を示したものであり、更新にあたっては、視覚障害者等の実態やニーズを把握するための調査を実施するなどして評価を行います。

施策の推進にあたっては、「名古屋市障害者基本計画」、「名古屋市障害福祉けいかくなごをししょうがいじふくしけいかく計画・名古屋市障害児福祉計画」、「名古屋市子ども読書活動推進計画」などのかんれんけいかく関連計画との連携を図ります。

### (4)読書バリアフリー推進計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、策定会議を設置し、検討、協議を行いながら進めてきました。策定会議については、視覚障害者情報提供施設、公共図書館及び当事者だんたいとうほうほうはうからはがした。また、計画の情報共有や連携を図るために令和3年度から設置している「読書環境性がないなんとうを基盤とし、視覚障害者情報提供施設・・市立図書館の関係者、学識がはんとなった。とうしたがんとうないないが、はが、ないかんはいいとなった。とうした。ないないが、はかいないが、はいかいないが、はいかいないが、はいかいないが、ではないがんとない。また、計画の経験者、当事者団体、教育行政・福祉行政の関係者等が参加しました。また、計画のない、パブリックコメントにより市民の意見聴取を行いました。

### (5)読書バリアフリー推進計画の期間

れいわれんど れいわ ねんど れいわ ねんど れいかくきかん ないかくきかん 令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、3年を経過した時点 れいわ ねんど (令和8年度)で中間見直しを行います。そのため、令和7年度までに、視覚障害者等の実態やニーズについて、障害の種別や程度を踏まえて把握するための調査を実施し、施策を見直します。

### 2 本市における現状

#### (1) 視覚障害者等の現状

名古屋市における身体障害者手帳所持者は78,131人です。そのうち、障害種別が「視覚障害」の人数は5,407人、「肢体不自由」の人数は36,323人です。愛護手帳所持者は20,379人となっています。また、精神保健福祉手帳所持者は3,419にんる。そのうち、発達障害を事由とする精神保健福祉手帳所持者は3,419にんしてずいかられた。そのうち、発達障害を事由とする精神保健福祉手帳所持者は3,419にんしてずいかられた。そのうち、発達障害を事由とする精神保健福祉手帳所持者は人です(いずれも令和5年3月末時点)。

い中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は、小学校で 2,298人、中学校で 892人です。また、特別支援学校に在籍する児童生徒は、小学校で 1,298人、中学校で 892人です。また、特別支援学校に在籍する児童生徒は、小学部279人、中学部 189人、高等部733人です(令和5年5月1日時点)。

また、令和4年10月に実施した「視覚に障害のある児童生徒の教育支援に関するといいます。こと、で、中学校17人(うち通常学級4人)との調査結果が出ています。これ、「いった」をようがいる。ことがわかっています。また、令和5年度しようきょうかしました。「は、いったが、世界のある児童生徒が79人在籍していることがわかっています。また、令和5年度しまうきょうかしました。「は、いっただいます。」と、「ないます」にないます。」
「と、「ないます」にないます。」
「ないます」は、「ないます」にないます。」
「と、「ないます」は、「ないままます」は、「ないます」は

#### (2)読書環境整備に係る本市の取組み

本市においては、以下に記載のとおり、それぞれの機関において視覚障害者等のどくしょかんきょうせいびと、 は、 ないわかんれん。 かっとくしょ かいと は まり組んでいます。 令和元年6月の読書バリアフリー法施行後においては、日常生活用具の給付対象拡大、代筆・代読支援事業の開始、市立図書館における電子書籍サービスの導入、読書等機整備連絡会の設置などに取り組んできました。 今後もこうした取り組みを拡充・推進していきます。

#### (3) 市立図書館

(ロックをまちゅうおうとしょかん しゅっな ご やとしょかんじだい しょうわ ねん がつ てんじぶんご かいせつ 鶴舞中央図書館には、市立名古屋図書館時代の昭和4年9月に点字文庫が開設されました。開設当初より視覚障害者の読書環境を改善していく取り組みを進め、 げんざい 現在では取り組みの対象を、広く視覚による表現の認識に障害のある方に拡大し、 どくしま かいりアフリー化に取り組んでいます。

「大んじぶんこ 点字文庫では、活字で書かれている書籍等を点字にする点訳ボランティアや、そのないよう おれせい おんやく かしまり おんやく 内容を音声にする音訳ボランティアを養成して、点字図書や録音図書の製作や貸出を行うほか、子どもたちへの理解促進のため「夏休み親子点訳教室」や「夏休み まやこちんやくきょうしつ かいまい 表記で でんじとしょ からは かんかいまい 表記で まやこてんやくきょうしつ 教育体み 親子音訳教室」を開催しています。点字図書や録音図書の貸出は愛知県内に在住の は覚障害者を対象としていますが、国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスに参加し、インターネット上の図書館「サピエ」を通して、点字データや音声 データを視覚障害者が直接ダウンロードして利用できるようにしているため、点字 文庫の利用は、郵送での点字図書や録音図書の貸出から、インターネットからのデータのダウンロードに移行しつつあります。令和4年度の点字図書・録音図書等の延べ利用者数は8,819人、15,317タイトルの貸出がありました。

全21図書館に対面読書室を整備し、令和4年度の対面読書の延べ利用者数は 392人となっています。コロナ禍で対面読書室の利用が困難となった際には、鶴舞 たいかんぶょう りょう こんなん 中央図書館において、来館不要で利用できるオンライン対面読書を試行実施し、令和 3年7月から本格実施しました。

また、21図書館で実施している郵送貸出サービスの令和4年度の延べ利用者数は1,712人となっています。

でんじぶんこ しかくしょうがい しょくいん ざいせき さらに、点字文庫には視覚障害のある職員が在籍しており、必要に応じ利用者のサポートにあたっています。

### (4) 名古屋ライトハウス情報文化センター

本市における視覚障害者情報提供施設との位置づけがされている名古屋ライトハウス情報文化センター(以下「情報文化センター」と言う。)では、点字図書・
5歳おとしませいで、全国の視覚障害のある方で、人が、これで、などと認識が難しい方に
郵便で貸し出しをしています。令和4年度は点字図書235タイトル、録音図書150タイトルを製作しました。貸出の登録者数は、2,403人で延べ25,122タイトルの貸し出しをおこないました。近年はICTの普及によって、インターネット上の図書館「サピエ」を通して読書することも出来ます。テキスト化、マルチメディアデイジー図書の製作にもなり組んでいます。また、中途視覚障害者への点字教室や、音声読み上げ機能を用いたICT機器の操作講習、インターネット利用にかかる環境整備を行ったり、視覚で言がある人もない人も読書を通じて交流する「読書会」の開催等をしています。

なお、これまで「名古屋ライトハウス名古屋盲人情報文化センター」として運営してまいりましたが、「盲」という字は近年使われなくなってきたことや、視覚障害以外にもはったっしょうかいというとは近年使われなくなってきたことや、視覚障害以外にも発達障害や上肢障害などにより活字による読書が困難な方も施設を利用していただきたいとの思いから、令和2年10月に、名称を変更いたしました。

#### (5) 学校、学校図書館

#### ア 読書支援のための個別配慮の実施

### じょうほうきょうゆう イ 情報共有

がっこうない きょうしょくいんどうし じょうほうきょうゆう おこな 学校内の教職員同士で情報共有を行っています。読書困難な児童生徒の特性 はいりょほうほう でいけんこうかん おこな で配慮方法などについて、相互に意見交換を行い、より効果的な支援策を考えています。

#### ウ保護者との連携

とくしょこんなん じどうせいと ほごしゃ みつ れんけい 読書 読書困難な児童生徒の保護者とも密に連携をとり、学校と家庭で協力して読書 支援を行っています。保護者からの情報提供を受け、その情報をもとに個別配慮を実施しています。

#### エ 教職員への障害理解

だくしょこんなん じどうせいと たい てきせつ しぇん おこな 読書困難な児童生徒に対する適切な支援を行うためには、教職員の障害理解がひつよう ではいかい こうえんかい 必要です。研修会や講演会などを通じて、教職員に対して、障害について正しい知識でいます。 を提供し、理解を深めています。

### オ 学校図書館

だくしょこんなん じどうせいと たい 記書困難な児童生徒に対して、その困難さの種類、程度を考慮し、音声 きょうさい しょうかい かくだいきょうかしょ はいふとう おこな おこべつ はいりょ 教材を紹介したり、拡大教科書の配布等を行うなど個別に配慮しています。

また、市立図書館と連携した取り組みとして、視聴覚資料の貸出サービスを かっよう おう としりょう かしだし 必要に応じて利用しています。職員への障害理解に向けた取り組みとして は、教職員間で、対象の児童生徒の困難さについての研修や情報共有を おこな おこな おこな がいりかい は ないよう にようせいと ないなん はいる ないなん な

以上のように、読書困難な児童生徒への配慮、連携、教職員への障害理解に向けた取り組みが必要であると考えています。学校全体で協力し、児童生徒一人一人にあった支援を行っています。

#### (6) なごや福祉用具プラザにおける ICT サポートセンター運営事業

パソコンやタブレット端末の操作に大きな制限がある重度肢体不自由者に対する ほうもんそうだん きかい おお しは 版 のスイッチの選定・適合をはじめ、福祉用具の活用を含めたベッド周囲から室内全体の操作環境の整備など、一人ひとりの身体の状態に応じた読書環境整備に関する提案を行っています。また、プラザ内の工房で、自助具の 製作・改造まで行っています。

自宅や施設など生活の場だけではなく、療育・教育の現場への訪問相談や支援も おこれであるよう支援しています。この5年間で、市内2カ所の療育センター、7カ所の 特別支援学級および特別支援学校を訪問、合計11名の児童生徒に対してICT機器 やスイッチの選定・適合支援を行いました。

その他、アプリのインストールや設定の支援、パソコン・スマートフォン・タブレットたんまつ そうさかんきょう おくな 端末の操作環境およびルーターを含むインターネット環境整備なども行っています。

### (7) 点訳者・音訳者等のボランティアグループ

電舞中央図書館点字文庫には点訳・音訳あわせて 9団体 136人のボランティアがおり、主に利用者から依頼のあった図書の点訳・音訳を行っています。令和4年度には、これに加えて近年需要の高まっているテキストデータ化の要望にお応えするために新たに 1団体 12人のボランティアグループを組織しました。対面読書のボランティアがは 22人となっています。

電舞中央図書館以外の 20図書館では、合計で対面読書・音訳ボランティア 80人 かつどう が活動しています。主に各図書館での対面読書や新刊図書の紹介をデイジー形式で 録音 する活動をしています。

情報文化センターでは、273名のボランティアの方にご協力をいただき、図書の まいさく かしだしさぎょう 製作、貸出作業などの活動をしています。点訳は2年ごとに、音訳は毎年、養成講習を おんさ、 新規のボランティアの方に加わっていただいています。

な ご や し しんたいしょうがいしゃふくしれんごうかい おんやく 名古屋市身体障害者福祉連合会では、音訳ボランティアの養成をしており、13名 のボランティアが活動しています。

なごや福祉用具プラザでは、自助具ボランティア及び ICT ボランティア養成を もくてき 目的とした講座を開催しており、現在、自助具ボランティア IO名及び ICT ボランティア ア 14名が活動しています。

名古屋市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会のボランティアセンターにおいても、5 I 団体の点訳・音訳のボランティアグループが登録されており、それぞれの地域で活動しています。

#### (8) ネットワーク、連携の状況

しかくしょうがいしゃとう ちいき 視覚障害者等が地域において身近に読書が楽しめるように読書環境の整備を行 もくてき れいわ ねんど こくしょかんきょうせいびれんらくかい せっち とうじしゃだんたいうことを目的として、令和3年度から「読書環境整備連絡会」を設置し、当事者団体・しりっとしょかん じょうほうぶんか こう いけんこうかんとう ます 市立図書館・情報文化センター等との意見交換等を進めています。

情報文化センターでは、愛知県眼科医会とのネットワークを充実させ、医師・視能 なれれし かんごし れんけい と はばひろ りょうしゃそう まこな 訓練士・看護師などと連携を取り、幅広い利用者層にサービスの周知を行っています。

では、名古屋市内の公共図書館、専門図書館、大学図書館と連携し、 
たいがくとしょかん 
れいけい 
市立図書館では、名古屋市内の公共図書館、専門図書館、大学図書館と連携し、 
これらの図書館の資料をひとまとめに検索することができる「まるはち横断検索」のサービスを提供しています。また、愛知県立図書館で開催される読書バリアフリーに関する研修に、市立図書館職員が参加するほか、市立図書館職員を講師として派遣する 
など交流を行っています。

### (9) 関連事業

(9) 関連事業	ないよう
事業	ない よう 内 容
だいなったいどくしまんいん 代筆・代読支援員 はけんじぎょう 派遣事業	しかくしょうがいしゃ しゃかいさんか そくしん だいびつ だいどく かか しえん 視覚障害者の社会参加の促進のため、代筆・代読に係る支援 しない しない にんい ばしょ はけん れいわ ねんど しょうかいふくし 員を市内の任意の場所に派遣(令和5年度より、障害福祉サービスによる居宅介護・同行援護利用者にも対象を拡大)。 「けんこうふくしきょく
ICT サポート推進 じぎょう 事業	しかくしょうがいしゃ 視覚障害者のパソコンやスマートフォンなどの情報通信技術 かっようのうりょく こうじょう はか したくとう しえんいん はけん おこな の活用能力の向上を図るため、自宅等へ支援員の派遣を行 うとともに、支援員のサポート活動を行うICT ボランティアを ようせい れいわ ねんど かいし けんこうふくしきょく 養成。(令和5年度より開始)。【健康福祉局】
でくしょかんきょうせいび 読書環境整備 れんらくかい せっち 連絡会の設置	とくしょかんきょう せいび かんれんしさく きょうゆう えんかっ れんけい かんけい 読書環境の整備や関連施策の共有、円滑な連携のため、関係 ぶきょく とうじしゃだんたい れんらくかい ていきてき かいさい 部局や当事者団体との連絡会を定期的に開催。 けんこうふくしきょく 【健康福祉局】
日常生活用具のきゅうぶ	かっしぶんしょよ あ そうち てんじ がくだいとくしょき 活字文書読み上げ装置、点字ディスプレイ、拡大読書器などの 機器について、一定額を限度に給付(令和5年度より、視覚 しょうがいしゃようきほん
はようぼうぶんか 情報文化センター うんえい の運営	「たしとしょかんじぎょう しかくしょうがいしゃ しゃかいせいかつ おこな 点字図書館事業、視覚障害者が社会生活を行っていくうえで ひっよう じょうほう だんかていきょう じょうだん 必要な情報の提供を行う情報文化提供事業、各種相談 じぎょうおよ てんやく 事業及び点訳ボランティア等の養成などの各種事業を実施 じっししゅたい しゃかいふくしほうじん なご や (実施主体:社会福祉法人名古屋ライトハウス)。 「けんこうふくしきょく
なごをしたまかん 名古屋市図書館 ホームページの運営	市立図書館ホームページをポータルとして、「点字文庫ホームページ」「電子書籍サービス」、「こどもページ」などの情報をでは、「点字文庫ホームページ」では、点字文庫の資料のはなど、あらいます。ではなく、うけいれいないでは、点字文庫の資料のはなど、あらいます。ではないでは、一世のでは、学校向けの特別支援をおういとりょうがしたしています。では、学校向けの特別支援をおうで資料貸出、司書が学校で読み聞かせなどを行う「その道を提供。「こどもページ」では、学校向けの特別支援をよういとしまいができまり、ことしまいるとうでは、学校向けの特別支援をよういとします。でいきようの達人派遣事業」等の情報を提供。名古屋市図書館HP  https://www.library.city.nagoya.jp 「ままりいいんかいっるまちゅうおうとしょかん 教育委員会鶴舞中央図書館】

名古屋市内の公共図書館、専門図書館、大学図書館の資料をひとまとめに検索することができるサイト。 https://maruhachi.calil.jp 【教育委員会鶴舞中央図書館】  なごや福祉用具 プラザの運営  でいる。展示品には意思疎通を図るための重度障害。実施の大応にあたっている。展示品には意思疎通を図るための重度障害。大ブラザ内の工房では、職員(リハビリテーション工学技師、作業療法・など)と自助具ボランティアが自助具等の製作・改造を行っている(令和4年度実績88点)。タブレット端末で電子書籍を読むための、個別の障害に合わせたスイッチ(オーダーメイドの各種人力装置)の製作なども実施。【健康福祉局】  点字文庫の運営  (健康福祉局】  点字文庫の運営  (健康福祉局】  点字文庫の運営  (健康福祉局】  点字文庫の運営  (健康福祉局】  点字文庫の運営  (は、サビエ図書館、京文庫で点字図書・録音図書の製作及び資出、サビエ図書館、京文庫では、教育委員会鶴舞中央図書館】  本市2[図書や録音図書のほか、マルチメディアディデン 図書やしてアクセシブルな資料の収集  「大学技術・大学文学色友観、書館・選の表が表が表が表して、まざまな障害・特性に合わせた (教育委員会鶴舞中央図書館)  マクセンブルな資料を収集。【教育委員会鶴舞中央図書館】  本市2[図書館において、視覚に障害がある方や活字印刷物をそのままの形では読むことができない方に、希望する図書等を対面で読み上げる事業を実施。場類中央図書館】  本市2[図書館において、視覚に障害がある方や活字印刷物をそのままの形では読むことができない方に、希望する図書等を対面で読み上げる事業を実施。場類中央図書館】  本市2[図書館において、視覚に障害がある方や活字印刷物をそのままの形では読むことができない方に、希望する図書等を対面で読み上げる事業を実施。場類中央図書館」  本市2[図書館において、視覚に障害がある方や活字印刷物をそのままの形では読むことができない方に、希望する図書等を対面で読み上げる事業を実施。 《教育委員会鶴舞中央図書館」  本市2[図書館において、視覚に障害がある方や活字印刷物をそのままの形では読むことができない方に、希望する図書等を対面で読み上げる事業を実施。		
大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大	1	なごゃしない こうきょうとしょかん せんもんとしょかん だいがくとしょかん しりょう 名古屋市内の公共図書館、専門図書館、大学図書館の資料
なごや福祉用具 プラザの運営 展示場を併設し、様々な専門職が相談、支援の対応にあたっている。展示品には意思疎通を図るための重度障害者用意思 伝達装置やコミュニケーション機器、拡大読書器、活字読み上げ装置などがあり、実際に触って試し、比較することが可能。また、ブラザ内の工房では、職員(リハビリテーション工学技術、作業療法士など)と自助具、ボラティアが自助具等の製作・改造を行っている(令和4年度実績88点)。タブレット端末で電子書籍を読むための、個別の障害に合わせたスイッチ(オーダーメイドの各種人力装置)の製作なども実施。【健康福祉局】 点字文庫の運営 編舞中央図書館は、京文庫で点字図書・録音図書の製作及び資出、サピエ図書館・点字文庫で点字図書・録音図書の製作及び資出、サピエ図書館・点字文庫で点字の書・観覚に書者用データ送信サービスへの参加およびデータ提供、点訳・音訳がランティアなどの養成と指導を実施。【教育委員会鶴舞中央図書館】 た字図書や録音図書のほか、マルチメディアディジー図書やしている。とないまするを表本など、さまざまな障害や特性に合わせた資料の収集 カービスを収集。教育委員会鶴舞中央図書館】 本字図書・教育委員会鶴舞中央図書館】 本字図書・教育委員会鶴舞中央図書館】 本市21図書館において、視覚に障害がある方や活字印刷物をそのまの形では読むことができない方に、希望する図書をのまの形では読むことができない方に、希望する図書等を対面で読み上げる事業を実施。 本市21図書館において、視覚に障害がある方や活字印刷物をそのまの形では読むことができない方に、希望する図書等を対面で読み上げる事業を実施。 本市21図書館において、視覚に障害がある方や活字印刷物をそのまの形では読むことができない方に、希望する図書・変異ではオンライン対面読書も実施。	検索サイトの運営	をひとまとめに検索することができるサイト。
なごや福祉用具 プラザの運営 展示場を併設し、様々な専門職が相談、支援の対応にあたっている。展示品には意思疎通を図るための重度障害者相意思 伝達装置やコミュニケーション機器、拡大読書器、活字読み上げ装置などがあり、実際に触って試し、比較することが可能。また、ブラザ内の工房では、職員(リハビリテーション工学技師、作業療法士など)と自助具、ボランテルか自助具等の製作・で、変もを発達を読むための、個別の障害に合わせたスイッチ(オーダーメイドの各種人力装置)の製作なども実施。 【健康福祉局】 点字文庫の運営 編舞中央図書館・点字文庫で、点字図書・録音図書の製作及び資出、サピエ図書館・点字文庫で、点字と書籍を読むための、個別の障害に合わせたスイッチ(オーダーメイドの各種人力装置)の製作なども実施。 【健康福祉局】 点字文庫の運営 編舞中央図書館の選を記しまり、「大きの製作を表現します。」 「大きないまします。」 「大きないませます。」 「大きないませます。」 「大きないませます。」 「大きないませます。」 「大きない		https://maruhachi.calil.jp
なごや福祉用具プラザの運営		[教育委員会鶴舞中央図書館]
アクセシブルな	なごや福祉用具	かいごじっしゅう ふきゅう ふくしょうぐゃく てん ゆう 介護実習・普及センターとして福祉用具約1.000点を有する
ている。展示品には意思疎通を図るための重度障害者用意思 伝達装置やコミュニケーション機器、拡大読書器、活字読み上 げ装置などがあり、実際に触って試し、比較することが可能。ま た、プラザ内の工房では、職員(リハビリテーション工学技師、作業療法士など)と自助具ボランテーアが自助具等の製作・ 改造を行っている(令和4年度実績88点)。タブレット端末で電子書籍を読むための、個別の障害に合わせたスイッチ(オーダーメイドの各種入力装置)の製作なども実施。 【健康福祉局】 「企業を選出したの人の参加およびデータ提供、点訳・音訳ボランティアなどの養成と指導を実施。(教育委員会鶴舞中央図書館)」 エキャロの東 といったの参加およびデータ提供、点訳・音訳ボランティアなどの養成と指導を実施。(教育委員会鶴舞中央図書館) エック、さわる絵本など、さまざまな障害や特性に合わせた資料を収集。(教育委員会領舞中央図書館) エック、さわる絵本など、さまざまな障害や特性に合わせた資料を収集。(教育委員会領舞中央図書館) 本市2「図書館において、視覚に障害がある方や活字印刷物を表別の形では読むことができない方に、希望する図書を表別が大読書器の表別では読むことができない方に、希望する図書を表別を表別である方が活字印刷物をそのままの形では読むことができない方に、希望する図書等を対別を記述しまった。  本市2「図書館に採え置き型の拡大読書器を設置。令和3年に最新型に更新済み。【教育委員会領舞中央図書館】 本市2「図書館に接え置き型の拡大読書器を設置。令和3年に最新型に更新済み。【教育委員会領舞中央図書館】 本市2「図書館において、視覚に障害がある方や活字印刷物をそのままの形では読むことができない方に、希望する図書等を対別を記述されて、表別できまかが方に、希望する図書でよりない方に、希望する図書ではおシライン対面読書と実施。	プラザの運営	てんじょう へいせつ さまざま せんもんしょく そうだん しえん たいおう 展示場を併設し、様々な専門職が相談・支援の対応にあたっ
伝達装置やコミュニケーション機器、拡大読書器、活字読み上げ表置などがあり、実際に触って試し、比較することが可能。また、プラザ内の工房では、職員(リハビリテーション工学技師、作業療法士など)と自助具ボランティアが自助具等の製作・改造を行っている(令和4年度実績88点)。タブレット端末で電子書籍を読むための、個別の障害に合わせたスイッチ(オーダーメイドの各種入力装置)の製作なども実施。「健康福祉局」をおきないで、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、		ている。展示品には音思疎通を図るための重度障害者用音思
「「装置などがあり、実際に触って試し、比較することが可能。また、プラザ内の工房では、職員(リハビリテーション工学技師、作業療法士など)と自助具ボランティアが自助具等の製作・改造を行っている(令和4年度実績88点)。タブレット端末で電子書籍を続むための、個別の障害に合わせたスイッチ(オーダーメイドの各種入力装置)の製作なども実施。【健康福祉局】  「会議者社局】  「会議者社局」  「会議者主義者・一世スへの参加およびデータ提供、点訳・音説ボランティアなどの養成と背景を実施。(教育委員会鶴舞中央図書館)  「会議者社局」  「会議者社局」  「会議者社局」  「会議者社局」  「会議者社局」  「会議者主義者と、「会議者」と、「会議者」を登書者と、「会議者」を登書者と、「会議者」を登書者と、「会議者」を登書者と、「会議者」を登書者と、「会議者」を登書者と、「会議者」を表述して、「会議者」と、「会議者」、「会議者」と、「会議者」と、「会議者」と、「会議者」、「会議者」と、「会議者」、「		すんたつそうち きき かくだいどくしょき かつじょ あ
た、プラザ内の工房では、職員(リハビリテーション工学技事的、作業療法士など)と自助具ボランティアが自助具等の製作・で送きを行っている(令和4年度実績88点)。タブレット端末で電子書籍を読むための(個別の障害に合わせたスイッチ(オーダーメイドの各種入力装置)の製作なども実施。【健康福祉局】		そうち じっさい さわ ため ひかく かのう げ装置などがあり 実際に触って試し、比較することが可能、ま
作業が法士など)と自助具ボランティアが自助具等の製作・ で変きを行っている(令和4年度実績88点)。タブレット端末で 電子書籍を読むための、個別の障害に合わせたスイッチ(オー ダーメイドの各種入力装置)の製作なども実施。 【健康福祉局】 高字文庫の運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		た プラザ内の工屋では 職員(リハビリテーション工学技師
でできる		で業療法十など)と自助目ボランティアが自助目等の製作・
電子書籍を読むための、個別の障害に合わせたスイッチ(オーダーメイドの各種入力装置)の製作なども実施。 【健康福祉局】 「はままないないとしまった。」では、またいないでは、またいないないのでは、またいながなが、またいないないのでは、またいないないのでは、またいないないのでは、またいないないのでは、またいないないのでは、またいないないのでは、またいないないのでは、またいないないのでは、またいないないのでは、またいないないのでは、またいないないのでは、またいないのないのでは、またいないないのでは、またいないないのでは、またいないないのでは、またいないないのでは、またいないないのでは、またいないないのないのでは、またいないないのないのでは、またいないないのないのでは、またいないないのないのでは、またいなないないのないのないのでは、またいないないのないのでは、またいなないないのないのでは、またいなないないのないのでは、またいなないないのないのないのでは、またいなないないのないのないないのでは、またいなないないのないのないないないのないのでは、またいなないないのないのないないないのないのないないないのないのないないないのない		かいぞう おこな
ターメイドの各種入力装置)の製作なども実施。		でんしょせき よ こべっ しょうがい あ 雷子書籍を読むための 個別の障害に合わせたスイッチ(オー
「健康福祉局」		かくしゅにゅうりょくそうち せいさく じっし ダーメイドの各種入力装置)の製作なども実施
		けんこうふくしきょく 【健康福祉局】
貸出、サピエ図書館・国立国会図書館視覚障書者用データ を送信サービスへの参加およびデータ提供、点訳・音訳ボランティアなどの養成と指導を実施。【教育委員会鶴舞中央図書館】  アクセシブルな 点字図書や録音図書のほか、マルチメディアデイジー図書やしたではまずを収集。【対する最近ななど、さまざまな障害や特性に合わせたります。というは、さまざまな障害や特性に合わせたります。というとは、またの機能を備え、変容がよりというという。まながない。ないまなの意としまが、アルチンディアディジー図書やしたがよります。というというという。まながないなかいっるまなの設としまが、資料を収集。【教育委員会鶴舞中央図書館】  でもしいせき で子書籍サービス 文字拡大や文字色反転、音声読み上げなどの機能を備え、来館せずに利用できる電子書籍サービスを提供。 【教育委員会鶴舞中央図書館】  が大読書器の 本市21図書館において、視覚に障害がある方や活字印刷物を記さまる。またの表によった。またのおは、表によった。またがなど、まままないる。またのおうとしまが、本市21図書館において、視覚に障害がある方や活字印刷物をそのままの形では読むことができない方に、希望する図書をのまるだが、また。金和まの形では読むことができない方に、希望する図書を方がある。音楽中央図書館点字ではオンライン対面読書も実施。鶴舞中央図書館点字	てんじぶんこうんえい	つるまちゅうおうとしょかんてんじぶんこ てんじとしょ ろくおんとしょ せいさくおよ
送信サービスへの参加およびデータ提供、点訳・音訳ボランティアなどの養成と指導を実施。【教育委員会鶴舞中央図書館】  アクセシブルな 点字図書や録音図書のほか、マルチメディアデイジー図書やして、	点子又熚の建宮	かしだし としょかん こくりつこっかいとしょかんしかくしょうがいしゃよう
アクセシブルな 点字図書や録音図書のほか、マルチメディアデイジー図書やし 点字図書や録音図書のほか、マルチメディアデイジー図書やし 上ブック、さわる絵本など、さまざまな障害や特性に合わせた 資料の収集 「ガック、さわる絵本など、さまざまな障害や特性に合わせた 資料を収集。【教育委員会鶴舞中央図書館】  「たんししませき で子書籍サービス 文字拡大や文字色反転、音声読み上げなどの機能を備え、 来館せずに利力できる電子書籍サービスを提供。 【教育委員会鶴舞中央図書館】  「大人にしませき で子書籍サービス 文字拡大や文字色反転、音声読み上げなどの機能を備え、 来館せずに利力できる電子書籍サービスを提供。 【教育委員会鶴舞中央図書館】  「大人にしませき で でんししませき サービスを提供。 【教育委員会鶴舞中央図書館】  「本市21図書館に据え置き型の拡大読書器を設置。令和3年ではおりたがによる事業を受ける意味がある方や活きの計算としまかん で最新型に更新済み。【教育委員会鶴舞中央図書館】  「最新型に更新済み。【教育委員会鶴舞中央図書館】  「まんし」としまかん する ないたい たいかん かた かっといんであまり しまかん で表 できない たいん かた かっといんでは読むことができない方に、希望する図書をからまたがあた。 またいかん またいかん できない方に、希望する図書をからまたいかん またいかん またいかん またいかん またいかん またいかん またいかんとしま にっしっるまちゅうほうとしまかんてんじ 等を対面で読み上げる事業を実施。鶴舞中央図書館点字 文庫ではオンライン対面読書も実施。		貸出、サビエ図書館・国立国会図書館視見障害者用データ
アクセシブルな 点字図書や録音図書のほか、マルチメディアデイジー図書やし 上ブック、さわる絵本など、さまざまな障害や特性に合わせた 資料を収集。【教育委員会鶴舞中央図書館】  でんしなせき で子書籍サービス 文字拡大や文字色反転、音声読み上げなどの機能を備え、 空がないできる 音をできます としまが、 来館せずに利用できる電子書籍サービスを提供。 【教育委員会鶴舞中央図書館】  が大きまがくいいんがいっるまをできまきとよかん 来館せずに利用できる電子書籍サービスを提供。 【教育委員会鶴舞中央図書館】  が大きまがくいいんがいっるまをできまきとしまが、 本市21図書館に据え置き型の拡大読書器を設置。令和3年で、最新型に更新済み。【教育委員会鶴舞中央図書館】  ないめんどくしまきに最新型に更新済み。【教育委員会鶴舞中央図書館】  ないめんとくしま きないたがた きょういくいいんがいっるまをのきまなのおうとしまがん 本市21図書館において、視覚に障害がある方や活字印刷物をそのままの形では読むことができない方に、希望する図書を対面で読み上げる事は、とった。 の。 ままのきおくとしまかんてんじ等を対面で読み上げる事は、とった。 の。 はまかりおうとしまかんてんじ等を対面で読み上げる事は、とった。 の。 はまかりおうとしまかんてんじ等を対面で読み上げる事は、とった。 の。 はまかりおうとしまかんてんじ等を対面で読み上げる事は、とった。 の。 はまかりおうとしまかんてんじまからないまた。 ではオンライン対面読書も実施。		送信サービスへの参加およびテータ提供、点訳・音訳ホランテー
アクセシブルなします。		てんじとしょ ろくおんとしょ
資料を収集。【教育委員会鶴舞中央図書館】  ***********************************	しりょう しゅうしゅう	点字図書や録音図書のほか、マルチメディアデイジー図書やL
電子書籍サービス 文字拡大や文字色反転、音声読み上げなどの機能を備え、	資料の収集	Lブック、さわる絵本など、さまざまな障害や特性に合わせた
電子書籍サービス 文字拡大や文字色反転、音声読み上げなどの機能を備え、来館せずに利用できる電子書籍サービスを提供。 「教育委員会鶴舞中央図書館」  「本市21図書館に据え置き型の拡大読書器を設置。令和3年ではしたがた。こうしんずに最新型に更新済み。【教育委員会鶴舞中央図書館】  「最んし」としまかん。「教育委員会鶴舞中央図書館」  「最んし」としまかん。「教育委員会鶴舞中央図書館」  「最んし」としまかんでいるがいっるまちゅうおうとしまかん かた かっていんさつぶつ かた かた かっていんさつぶつ かた かた かっていんさつぶつ かた かた かっていんさつぶつ かた かた かっていんさつぶつ 本市21図書館において、視覚に障害がある方や活字印刷物をそのままの形では読むことができない方に、希望する図書とう たいめんとくしま また しょし っるまちゅうおうとしまかん てんじ 等を対面で読み上げる事業を実施。鶴舞中央図書館点字 文庫ではオンライン対面読書も実施。		
来館せずに利用できる電子書籍サービスを提供。 【教育委員会鶴舞中央図書館】  がたがただいとくしょき 拡大読書器の せった。 本市21図書館に据え置き型の拡大読書器を設置。令和3年 に最新型に更新済み。【教育委員会鶴舞中央図書館】  たいめんとくしょ 本市21図書館において、視覚に障害がある方や活字印刷物 をそのままの形では読むことができない方に、希望する図書 とうたいめんとくしょ 等を対面で読み上げる事業を実施。鶴舞中央図書館点字 文庫ではオンライン対面読書も実施。		
拡大読書器の せっち 本市21図書館に据え置き型の拡大読書器を設置。令和3年 に最新型に更新済み。【教育委員会鶴舞中央図書館】 たいめんどくしよ 対面読書サービス  「ほんし」としょかん 本市21図書館に据え置き型の拡大読書器を設置。令和3年 に最新型に更新済み。【教育委員会鶴舞中央図書館】 をそのままの形では読むことができない方に、希望する図書 とう たいめん とくしょ 等を対面で読み上げる事業を実施。鶴舞中央図書館点字 文庫ではオンライン対面読書も実施。		来館せずに利用できる電子書籍サービスを提供。
拡大読書器の 本市21図書館に据え置き型の拡大読書器を設置。令和3年 に最新型に更新済み。【教育委員会鶴舞中央図書館】  「は最新型に更新済み。【教育委員会鶴舞中央図書館】  「はんし」としまかん 本市21図書館において、視覚に障害がある方や活字印刷物をそのままの形では読むことができない方に、希望する図書を介面で読み上げる事業を実施。鶴舞中央図書館点字文庫ではオンライン対面読書も実施。		きょういくいいんかいつるまちゅうおうとしょかん 【教育委員会鶴舞中央図書館】
設置 に最新型に更新済み。【教育委員会鶴舞中央図書館】  たいめんどくしま 対面読書サービス 本市21図書館において、視覚に障害がある方や活字印刷物をそのままの形では読むことができない方に、希望する図書とうたいめんようで読み上げる事業を実施。鶴舞中央図書館点字文庫ではオンライン対面読書も実施。	がくだいどくしょき 拡大読書器の	ほんし としょかん す お がた かくだいどくしょき せっち ねん 木市21 図書館に捉え署き刑の拡大誌書架を設置 今和3年
がかんどくしょ 対面読書サービス 本市21図書館において、視覚に障害がある方や活字印刷物をそのままの形では読むことができない方に、希望する図書を対面で読み上げる事業を実施。鶴舞中央図書館点字文庫ではオンライン対面読書も実施。	世っち <b>設置</b>	でいしんがた こうしんず きょういくいいんかいつるまちゅうおうとしょかん に黒新刑に再新済み【教育委員会維無中中図書館】
本市21図書館において、視覚に障害がある方や活字印刷物をそのままの形では読むことができない方に、希望する図書等を対面で読み上げる事業を実施。鶴舞中央図書館点字文庫ではオンライン対面読書も実施。	たいめんどくしょ	
をそのままの形では読むことができない方に、希望する図書 とう たいめん よ あ しきょう じっしっるまちゅうおうとしょかんてん じ 等を対面で読み上げる事業を実施。鶴舞中央図書館点字 文庫ではオンライン対面読書も実施。	对血読書サービス 	本市2 図書館において、視覚に障害がある方や活字印刷物   ***********************************
文庫ではオンライン対面読書も実施。		をそのままの 形 では読むことができない方に、希望する図書
文庫ではオンライン対面読書も実施。  きょういくいいんかいつるまちゅうおうとしょかん 【教育委員会鶴舞中央図書館】		等を対面で読み上げる事業を実施。鶴舞中央図書館点字
【教育委員会鶴舞中央図書館】		文庫ではオンライン対面読書も実施。
		【教育委員会鶴舞中央図書館】

郵送貸出サービス	はんし としょかん 本市21図書館において、身体に重度の障害がある方、知的 しょうがい ちゅう かん としょ から しょうかくしりょう ゆうそう かしだし 障害の重い方に図書やCD等の視聴覚資料を郵送で貸出する事業を実施。【教育委員会鶴舞中央図書館】
とくべつしまんきょういく 特別支援教育 しりょうかしだし 資料貸出	でるまたゆうおうとしょかんがっこうとしょかんれんけいまどぐち 鶴舞中央図書館学校図書館連携窓口において、読書困難な じどうせいと どくしょしえん 児童生徒への読書支援となるマルチメディアデイジー、DVD、 おおがたえほん かみしばい きぼう がっこう ゆうそう かしだし じぎょう 大型絵本、紙芝居などを希望する学校に郵送で貸出する事業 じっし きょういくいいんかいっるまたゆうおうとしょかん を実施。【教育委員会鶴舞中央図書館】
えんじ 点字ワープロの せっち 設置	はかくしょうがいしゃ りょう ちお しない しせっ な ご や
点訳者の配置	しかくしょうがいしゃ たい ふくし いっそう じゅうじつ はか 視覚障害者に対する福祉サービスの一層の充実を図るため、 ししょうがいき かくか てんやくしゃ はいち けんこうふくしきょく 市障害企画課に点訳者を配置。【健康福祉局】
てんやく、ろうどくほうしいん 点訳・朗読奉仕員 ょうせい の養成	なごや 名古屋ライトハウス情報文化センターと連携し、点訳・朗読 ほうしいん ようせい じっし けんこうぶくしきょく 奉仕員の養成を実施。【健康福祉局】
点字図書の給付	しかくしょうがいしゃ たいしょう ねんかん また かん 視覚障害者を対象に、年間6タイトル又は24巻のいずれか てんじとしょ きゅうふ けんこうふくしきょく に達するまでを限度とした点字図書の給付。【健康福祉局】

## 3 課題と基本的な方針・施策の方向性

本市において読書環境整備を推進し、視覚障害者等にとって、読書をさらに身近な ものとしていくにあたっての課題及び施策の方向性を以下に記します。

#### (1) 課題

○読書へのアクセシビリティの向上

サピエ図書館をはじめとする様々な障害者向け読書支援サービスについて、周知ないかっよう しゅうぶん すす なび活用が十分に進んでいないと考えられます。また、読書そのものだけでなく、とくしょ いた かてい かてい きゃくしょうがいしゃどう しょうがい しゅべつおよ ていど 読書に至るまでの過程においても、視覚障害者等の障害の種別及び程度によって さまざま しょうへき そんざい かんが なん しょうへき と しょうへき と しょうへき と しょうへき と しょうへき と なんさい かんが はっな形で障壁が存在すると考えられ、こうした障壁を取り除く取り組みが必要で ま

れい 例:わかりやすい館内案内表示

れい ほん も でんなん じょうししょうがい かた はいりょ 例:本を持つことやページをめくることが困難な上肢障害のある方への配慮

柳: 書棚の高い位置にある書籍を自由に取り出すことが困難な車いす利用者等への

はいりょ

れい か だ こんなん はったつしょうがいしゃとう しぇん 例:貸し出しカードを 自ら作成することが困難な発達障害者等への支援

しりっとしょかんとう しりっ こうきょうしせっ 市立図書館等、市立の公共施設については、名古屋市福祉都市環境整備指針においてバリアフリー化の取組みが進められています。

### ○アクセシブルな書籍等の充実と周知

## <アクセシブルな書籍の例>

- ノノビノノルは百	3 AH × 2 M J ×
点字図書	たんじ え ずひょう てん あらわ てんず しょう 点字や、絵や図表を点で表した点図を使用した資料。
デイジー図書	でんしとしょ こくさいひょうじゅんき かく しょう せつ こうぞう きろく 電子図書の国際標準規格。章や節といった構造が記録されてい
	るため、いろんな場所にジャンプして利用できる。
	【テキストデイジー】
	テキストに見出し等の文書構造や画像を付加したデイジー
	図書。音声データは入っていないが、音声デイジー図書と同じく
	えが、 見出しやページ単位で読みたい箇所に移動できるナビゲーション
	機能があり、デイジー再生機等の音声合成機能でテキストを読み
	上げさせて聴くことができる。
	ばんせい 【音声デイジー】 みみ き どくしょ しょせき ないよう よ あ ろくおん
	耳で聞いて読書できるよう、書籍の内容を読み上げて録音した
	音声データのみのデイジー図書。データが軽く、およそ60時間分ま
	での録音が CD に収録できる。
	【マルチメディアデイジー】
	まんせい 音声データの他に、本文のテキストや図のデータなどを持ち、そ
	れらを同期して表示させることのできる資料。テキストや図のデータ
	* を持っているため、弱視の方は拡大して読むことができるほか、
	にする 同期している箇所をハイライトすることが可能で、ディスレクシアの
	がた どくしょ ゆうこう 方などの読書にも有効であるといわれている。
かくだいとしょ	じゃくし かた よ も じ かくだい しりょう つうじょう しゅっぱんぶつ
拡大図書	弱視の方が読みやすいよう、文字を拡大した資料。通常の出版物
	より大きな活字で、出版社から出版された資料を大活字本、読者
	でとりひとり 一人一人のニーズに合わせた形でボランティア等が文字を拡大
	せくせい しりょう かくだいしゃほん よして作成した資料を拡大写本と呼ぶ。
した	しかくしょうがいじ しょっかく かんしょう てんじ え ぶぶん 視覚障害児が触覚で鑑賞できるように,点字だけでなく、絵の部分
732 372 7	祝見障害児が触見(鑑員(さるように、点子にけてなく、絵の部分   また また ままん も触れるようになっている隆起(りゅうき)印刷を施してある絵本。
	も触れるようになっている隆起(りゆうき) 印刷を施してある絵本。     セュゼギ ダム、ピピ セュゼギ トットレュウヤムムヤット ほん
	はまざま なんいど さまざま たいしょうねんれい ほん 様々な難易度、様々な対象年齢の本がある。
LL ブック	「LL」はスウェーデン語の「Lättläst」(レットラスト)の略で、「やさ
	しく読める」という意味。知的障害などのために言語理解に困難が
	かた にほんご がくしゅうちゅう かた よ ある方や日本語を学習中の方にも読みやすくなっている。

布の絵本	***の じ 布地やフエルト、スナップ、ファスナー、マジックテープ、ボタンなどを *** 用いて、はずす、はめる、ひっぱる、ほどく、むすぶなどの動作を行 *** う、絵本と遊具・教具の役目を兼ね備えた布製の本。
でんしとしま電子図書	がみ いんさつ ほん にいませきせんよう 紙に印刷された本ではなく、パソコンやタブレット、電子書籍専用 たんまつとう が めんじょう ま 端末等の画面上で読めるようにしたデジタルデータ。ページをめく こんなん じょうししょうがい かた ることが困難な上肢障害のある方にとってはページ送りが簡単に できるなど、視覚障害者等にとって有効な書籍。

#### ○人材確保・養成

たい、音訳・テキストデータの製作等には、多くのボランティアを必要としていますが、高齢化等により担い手が不足しています。こうしたボランティアについて、募集やまうせいできょう。 ままな しゅう あいまり しゅう あい できせつ ままな あい あります。

司書や教職員等、読書支援を担う人材の確保を図り、読書バリアフリー及びそれぞれの障害特性の理解を深めたうえで支援にあたる必要があります。

### ○端末機器の整備

アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器について、情報提供、 きゅうぶ せいびおよ そうさほうほう しゅうとくしぇん 給付、整備及び操作方法の習得支援などが求められます。

### ○広報・啓発

国立国会図書館では、自ら製作した録音図書の音声デイジーデータや、公立 としょかんとう せいさく こくりっこっかいとしょかん しゅうしゅう しかくしょうがいしゃよう こじん こうりっ 図書館等が製作し国立国会図書館が収集した視覚障害者用データを、個人、公立 図書館等及び視覚障害者情報提供施設に送信するサービスを実施しています。 図書館等及び視覚障害者情報提供施設に送信するサービスを実施しています。 サービスを実施しています。 サービスを実施しています。 サービスを実施しています。 サービスを実施しています。 サービスを実施しています。 サービスを実施しています。 またいまう、サピエ図書館においては、全国の視覚障害者情報提供施設で製作された たんじ アイジーデータを個人や会員施設等がダウンロードすることができる体制を をとの アイジーデータを個人や会員施設等がダウンロードすることができる体制を 整えています。これらのシステムについて、さらなる周知を行い多くの方に活用していただくことが必要です。

なお、サピエ会員には A会員 (視覚障害者) と B会員 (発達障害や肢体不自由者等の A会員以外の者) の 2種類あり、いずれも当該会員が利用登録をしているサピエの参加施設あるいは団体を通じて会員登録をすることとされています。しかし、国内性人では、A会員が 19,562人であるのに比べ、B会員は 749人と、B会員の数が少ない状況です (令和5年8月末時点)。本市では、市立図書館及び情報文化センターのいずれにおいても B会員の登録が可能であることから、発達障害、肢体不自由者等 8会員の対象者に向けたさらなる取組みが求められます。

また、本市の取組みについて、リーフレットを作成・配布するなど積極的な周知を図るとともに、情報文化センター、市立図書館、学校及び学校図書館は、お互いのサービスについて相互に広報・啓発を行うことも必要です。

#### (2) 基本的な考え方と施策の方向性

#### \* ほんてき かんが かた 【基本的な 考 え方】

しりつとしょかん がっこうおよ がっこうとしょかんなら しかくしょうがいしゃじょうほうていきょうしせつ じょうほう 市立図書館、学校及び学校図書館並びに視覚障害者情報提供施設(情報 文化センター)が連携して、アクセシブルな書籍等の充実、アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実、その他の視覚障害者等によるこれらの としょかんとう リょう にいせいせいび はか 図書館等の利用にかかる体制整備を図ります。

#### しきく ほうこうせい 【施策の方向性】

- ① 視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実
- ・市立図書館、学校及び学校図書館、情報文化センターにおいて、視覚障害、発達 ・市立図書館、学校及び学校図書館、情報文化センターにおいて、視覚障害、発達 「はうがいしたいふじゅう」 た しょうがい どくしょ こんなん かた しょうがい しゅべつ ていど おう 障害、肢体不自由その他の障害により読書が困難な方の障害の種別や程度に応 じたアクセシブルな書籍等を充実させる取り組みを推進します。
- ・市立図書館は、出版社によるアクセシブルな書籍等が刊行された場合に、積極的な ・請入提供に努めます。
- ・市立図書館及び情報文化センターで製作した点訳・音訳データ等について、サピエットをはないなどでは、 ていきょう けいぞく エ図書館等への提供を継続することにより、より多くの資料やデータの充実に努めます。
- ・学校で使用する教材については、副教材も含め、障害のある児童生徒がアクセスできるようにする必要があります。弱視の児童生徒には PDF版拡大図書等を、ディスレクシア等の発達障害のある児童生徒には音声教材等、個々のニーズに合った教材や、アクセス方法 (タブレット等)を選択、提供できるように努めます。

- ② 円滑な利用のための支援の充実
- ・市立図書館や学校図書館において、各館の特性や利用者のニーズ等に応じ、段差の解消や対面読書室等の施設の整備、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書器等の読書支援機器の整備、点字による表示、ピクトグラム等を使ったわかりやすい表示、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実及びにはおいいと、というにはないます。 とくしない できない できない はいび てんじょう かいがいどくしょきとう とくしょしえん きき せいび てんじょうによる表示、ピクトグラム等を使ったわかりやすい表示、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実及びにようがいしゃ しゅうじつ はか とく そくしん 管害者サービスの充実を図る取り組みを促進します。
- でうりてきはいりょ ・合理的配慮のもと、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により読書が こんなん かた しょうがい しゅべつ ていど おう しえん おこな 困難な方の障害の種別や程度に応じた支援を行います。
- ・市立図書館は、アクセシブルな書籍等の提供にあたっては、市内のネットワークを かつよう みちか としょかん ていきょう 活用し身近な図書館で提供ができるようにします。
- ・情報文化センター、市立図書館、学校及び学校図書館は相互に連携し、視覚 しょうがいしゃとう たい 障害者等に対しアクセシブルな書籍等を製作・紹介・提供し、スムーズに読書が楽しめるものとなるよう努めます。
- じょうほうぶんか ・情報文化センター、県・市立図書館、なごや福祉用具プラザの取組みについて広く しゅうち おこな りょうそくしん はか 周知を行い、利用促進を図ります。

## <方針2>インターネットを利用したサービスの提供体制の強化

#### きほんてき かんが かた 【基本的な考え方】

インターネットを活用し、視覚障害者等に対しアクセシブルな書籍等の十分かつ まんかつ りょう そくしん しりっとしょかん しかくしょうがいしゃじょうほうていきょうしせっ じょうほう 円滑な利用を促進します。また、市立図書館、視覚障害者情報提供施設(情報文化センター)の連携強化を図り、インターネットを利用したサービスの提供体制のきょうか はか 強化を図ります。

#### しさく 【施策の方向性】

- こくりつこっかいとしょかん としょかん しゅうち りょうそくしん 国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知や利用促進
- ・視覚障害者等がアクセシブルな書籍を利用し読書を身近なものにするためには、 国立国会図書館やサピエ図書館といったインターネットを活用したサービスの利用 を促進することが重要であり、本市としてもこうしたサービスの普及に努める必要が あります。国立国会図書館では、障害者用資料検索「みなサーチ」の運用がされて おり、さまざまな障害のある方が利用しやすい形式の資料を探すことができます。み なサーチの周知、利用促進に努めます。

- ・サピエ図書館について、視覚障害者(A会員)だけでなく、発達障害や肢体

  ふじゅうしゃとう かた かいいん りょう ぶく かんけいきかん だんたいかん れんけいとう 不自由者等の方(B会員)も利用できることも含め、関係機関・団体間の連携等を しゅうち はか りょう そくしん はか りょう ほうほうほう 通して利用方法などについて周知を図り、利用の促進を図ります。
- ② 関係機関の連携強化によるサービスの周知や利用促進
- ・情報文化センターと県・市立図書館、学校図書館(大学を含む)及びなごや福祉 はうぐ 用具プラザの連携を図ることで、お互いのサービスの周知を行い、多くの視覚 にはいかんけいきかん 障害者等が市内関係機関のサービスを利用できるよう取組みを進めます。
- くにとう さいしん とりく じょうきょう はあく・国等の最新の取組み状況を把握するとともに、お互いに情報共有します。
- ・本市が運営するウェブサイトである「ウェルネットなごや」等の媒体を活用し、本市は がよけいきかん とりく じめ関係機関の取組みについて周知を行い、利用促進を図ります。

### ほうしん たんまつき きとうおよ かん じょうほう にゅうしゅしえん じょうほうつうしんぎじゅつ しゅうとくしえん **<方針3>端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援**

#### きほんてき かんが かた 【基本的な考え方】

アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等、これに関する情報及びこれを利用するのに必要な情報通信技術について、視覚障害者等が入手及び習得するため、必要な支援等を行います。

### しさく ほうこうせい 【施策の方向性】

- ・読書を支援する機器の充実及びアクセシブルな書籍等を利用するための端末機器 等の給付や利用環境の整備等に引き続き取り組みます。
- ・情報文化センター及びなごや福祉用具プラザ等は、ICT サポート推進事業等により、パソコンやスマートフォンといった端末機器等を使用する機会の提供や操作支援を行うことで、視覚障害者等にとって読書がより身近なものとなるよう努めます。
- ・市立図書館や学校において、利用者及び児童生徒が読書に親しめるよう、障害の 種別や程度に基づくニーズを踏まえ、機器の充実に努めます。
- ・なごや福祉用具プラザは、自助具の製作やスイッチの選定・適合支援等、読書環境 整備に資する取り組みに努めます。

#### く方針4>人材の育成等

### 

アクセシブルな書籍等の利用のための支援に関する人材について、これらの まうせいししつ こうじょうおよ かく ほ 養成、資質の向上及び確保にかかる支援を行い、円滑な利用を促進します。また、 としょかんとう 図書館等において、アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実のため、司書等を対象とした研修及び養成において、視覚障害者等に対する図書館 サービスについて取り上げ、資質の向上を図ります。

#### しさく ほうこうせい 【施策の方向性】

- ① 司書、教職員等の資質向上
- ・図書館の司書等や学校の教職員等に対する研修会などを通じて、読書バリアフリー ・図書館の司書等や学校の教職員等に対する研修会などを通じて、読書バリアフリー ・意味うけいはつしえん。ひつようがたしようがいとくせい。おうしえんほうほうにゅうとく どくしょしえん の普及・啓発、支援が必要な方の障害特性に応じた支援方法の習得、読書支援 機器の使用方法の習熟を図ります。
- ・市立図書館点字文庫において、引き続き視覚障害のある職員を配置し、当事者の してん どくしょかんきょう せいび ます 視点で読書環境の整備を進めます。
- ・情報文化センターや市立図書館等で活動するボランティアについて、読書バリアフ リーの普及・啓発を含む研修を実施し、質の向上を図ります。
- てんやく おんやくとう たずさ じんざい ふそく かだい ・点訳や音訳等に携わる人材の不足が課題となっていることから、情報文化センター、市立図書館等は、人材の募集や養成、活動支援等に計画的に取り組みます。
- ・代筆・代読支援員派遣事業やICT サポート推進事業における支援員及びボランティアの確保・養成を進め、事業の推進を図ります。

## ③ 協議体制

・読書環境の整備や関連施策の共有、円滑な連携のため、当事者団体、情報文化 センター、市立図書館及び関係部局と協議を行う場である読書環境整備連絡会を今後も引き続き開催します。

### 4 指標、数値目標

### ○製作タイトル数(年間)

市立図書館や情報文化センターで 1年間に製作する点字図書及びデイジー図書のタイトル数です。製作されたデータはサピエ図書館へ提供され、全国のサピエ会員がダウンロードして読むことができるようになります。データを製作するにあたっては、どれだけサピエ会員から興味・関心の高い図書を選定するかも重要となります。

区分	現状(令和4年度末)	目標(令和8年度末)
する図書館 市立図書館	273	300
情報文化センター	385	400

#### ○ダウンロード数 (年間)

サピエへ提供されたデータが 1年間で全国のサピエ会員にどれだけダウンロードされたか示す数値であり、製作主体ごとのダウンロード数となります。

くぶん 区分	現状(令和4年度末)	もくひょう れいわ ねんどまっ 目標(令和8年度末)
しりつとしょかん 市立図書館	44,918	50,000
情報文化センター	44,545	45,000

### ○市立図書館蔵書タイトル数(実数)

(ぶん 区分	現状(令和4年度末)	目標(令和8年度末)
がくだいとしょ 拡大図書	1,566	1,666
触る絵本	44	64
LL ブック ぬの ぇほん	41	61
布の絵本	33	48

### かくだいどくしょきせっちかんすう ○拡大読書器設置館数

現在市内に21か所ある市立図書館のすべてに拡大読書器を設置し、弱視等の りょうしゃ としょかん どくしょ かのう 利用者が図書館で読書が可能となるようにしており、この取り組みについて今後も継続を図ります。

# ○郵送貸出サービス利用者数(年間)

しない しりっとしょかん じっし ゆうそうかしだし ねんかんりょうしゃすう の すう 市内2Iの市立図書館で実施している郵送貸出の年間利用者数(延べ数)。

現状(令和4年度末)	もくひょう れいわ ねんどまっ 目標(令和8年度末)
1,712	2,000

### ○特別支援教育資料貸出回数(年間)

市立図書館 (鶴舞中央図書館)内の学校図書館連携窓口において実施している とくべつしまんがっこうとくべつしまんがっきゅう 特別支援学校・特別支援学級へのマルチメディアデイジー、布の絵本等の貸し出しサー ビスにかかる、I 年間の貸し出し回数。

現状(令和4年度末)	目標(令和8年度末)	
17		30

### でいめんどくしょ じっしすう ねんかん 対面読書サービスの実施数 (年間)

オンライン対面読書を含む、市内21の市立図書館で1年間に実施された対面読書の回数です。

現状(令和4年度末)	もくひょう れいわ ねんどまつ 目標(令和8年度末)
392	400

# かしだしとうろくしゃすう じっすう 〇貸出登録者数(実数)

アクセシブルな書籍等の貸し出しを行っている市立図書館や情報文化センターにからだしようろくしゃすう しかくしょうがいしゃとう かぎ おける貸出登録者数(視覚障害者等に限る)です。

くぶん 区分	現状(令和4年度末)	目標(令和8年度末)
市立図書館	370	400
じょうほうぶんか 情報文化センター	2,345	2,500

#### かいいんしんきとうろくしゃすう ねんかん 〇サピエ会員新規登録者数(年間)

サピエ会員には A会員(視覚障害者)と B会員(A会員以外の者)の 2種類あり、いずれも当該会員が利用登録をしているサピエの参加施設あるいは団体でその登録者数を把握することができます。各機関において年間の新規登録者数を指標に掲げ、サピエの普及を図ります。

くぶん 区分	現状(令和4年度末)	目標(令和8年度末)
しりっとしょかん 市立図書館		
·A会員	7	20
·B会員	3	5
じょうほうぶんか 情報文化センター		
·A会員	29	30
・B会員	6	30
	T. Control of the Con	I .

### OICT サポート推進事業利用延べ件数(年間)

はんし、れいわねんかつ じょうほうぶんか しかくしょうがいしゃじょうほうていきょうしせっ いたく 本市が令和5年8月から情報文化センター(視覚障害者情報提供施設)へ委託することにより開始した ICT サポート推進事業の年間利用延べ件数です。

区分	現状(令和4年度末)	目標(令和8年度末)
けんこうふくしきょく 健康福祉局	_	150

### ○各種ボランティア数(登録者の実数)

る機関において募集・養成を実施しているボランティア等の登録人数です。

(ぶん区分	現状(令和4年度末)	もくひょう れいわ ねんどまっ 目標(令和8年度末)
しりっとしょかん 市立図書館		
・点訳ボランティア数	89	90
・音訳ボランティア数	47	50
・テキストデータ化	12	15
ボランティア数		
情報文化センター		
・点訳ボランティア数	94	95
・音訳ボランティア数	131	135
・テキストデータ化	10	30
ボランティア数		
世紀こうふくしきょく 健康福祉局		
・代筆・代読支援員の	65	145
まうせいしゃすう 養成者数		
・ICT サポート	<u> </u>	80
ボランティア数		

# ○職員研修等での読書バリアフリーの普及·啓発

関係機関において、職員・ボランティアへ読書バリアフリーに係る研修を実施する、あるいは既存の研修の中で読書バリアフリーについても触れるなどし、読書バリアフリーにから、ましき、たいおうりょく、こうじょう はか 関する知識、対応力の向上を図ります。

100 000 may 1000 000 000 000 000 000 000 000 000 0		
区分	現状(令和4年度末)	もくひょう れいわ ねんどまっ 目標(令和8年度末)
きょういくい いんかい 教育委員会	_	実施
しりっとしょかん 市立図書館	実施	実施
じょうほうぶんか 情報文化センター	でれいかい 定例会   2回	研修   回、定例会   2回

# 5 計画の今後

#### (1) 周知及び啓発

本計画や関連施策の周知を図るため、市公式ホームページや広報なごや等では対理がはった。おきないます。周知にあたっては、UDフォントの活用や、点字版、音声読みなど、では対応したテキストデータを作成するなど、障害特性を考慮し、様々な分野のかんけいきかんれたけいである。はかります。また、関連する養成事業や職員研修等において本計画についての説明を行い、普及啓発に努めます。

### (2) 読書環境整備連絡会の開催

とくしょかんきょうせいびれんらくかい こんご ひ つづ かいさい けいかく しんちょくじょうきょう 読書環境整備連絡会を今後も引き続き開催します。計画の進捗 状 況 について かくにん てんけん てんけん てんけん てんけん でにとう どうこう ない りょうじっせき ぶ しさく 確認・点検するほか、国等の動向、サービス等の利用実績を踏まえたうえで、施策のあかた り方について検討を 行います。

### (3) 計画の更新

中間見直しまでに、視覚障害者等の実態や、ニーズを把握するための調査を実施します。この調査結果や、本計画の進捗状況に加え、国等の状況、本市の障害者 基本計画等との関連をふまえ、計画を更新します。

# 6 用語集(五十音順)

	十音順)
ょう ご 用 語	#17 grin 説 明
ICT (アイシー ティー)	Information and Communication Technology の略。  「はまうほうつうしんぎじゅつ 情報通信技術。
ICT (アイシー ティー ) サポート センター	にようがいしゃとう できまりょうきかい かくだい かっようのうりょく こうじょう 障害者等への ICT機器の利用機会の拡大や、活用能力の向上はか そうごうてきしえんきょてん とどうふけん していとしおよ ちゅうがくしを図る総合的支援拠点。都道府県、指定都市及び中核市の 高くしかんけいぶしょ せっち サオ 福祉関係部署により設置が進められている。
アクセシビリティ	施設やサービス等の利用のしやすさ。
アクセシブルな 書籍	大活字本や LL ブック、ピクトグラム、やさしい日本語などわかりやすく内容を伝える書籍を総称して表現した言葉。配慮の内容では、また、障害者や高齢者等も利用できるように配慮された電子
	また、障害者や高齢者等も利用できるように配慮された電子でなりにはませき。アクセシブルな電子書籍という。具体的には、文字の拡大や、フォントの変更、縦書きや横書きへの対応等、利用者のニーズや特性に合わせた調整機能が必要。また、合成音声読み上げ対応や、点字表示への対応、文字の色や背景色の変更等の対応が求められている。
音声教材	発達障害等により、通常の検定教科書では一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材で、パソコンやタブレット等の端末を活用して、教科書等の内容を音声で読み上げる等の機能を持つ。「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」(教科書バリアフリー法)に基づき、教科書発行者から、法律)(教科書デジタルデータを活用して製作している。
きょうかよう 教科用 とくていとしょとう 特定図書等	現覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、 関形等を拡大して教科書を複製した図書(拡大教科書)、点字 により教科書を複製した図書(点字教科書)、その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、 ではいまうかしようかしようなどでは、かくだいきょうかしような、点字により教科書を複製した図書(点字教科書)、その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって教がしまった。 ではいまうないである。 をようかしまで、かくだいというのようによりないである。 ではいまりないである。 をしょうないである。 をしょうないである。 をしょうないである。 をしょうないである。 をしょうないである。 をしょうかしまである。 をしょうかしまである。 をしょうかしまである。 をしょうかしまである。 をしょうがいる。 をしょうかしまである。 をしょうかしまである。 をしょうかしまである。 をしょうかしまである。 をしょうかしまである。 をしょうかしまである。 をしょうかしまである。 をしょうかい。 をしょうかしまである。 をしょうかい。 をしょうかい。 をしょうかい。 をしょうかい。 をしょうかい。 をしょうがい。 をしょうかい。 をしょうかい。 をしょうかい。 をしょうがい。 でしょうがい。 でしょうがい。 でしょうがい。 でしょうがい。 でしょうがい。 でしょうがい。 でしまるうで、 でしまる。 でしまる。 でしまる。 をしまる。 をしまるがしまい。 をしまるがい。 をしまるが、 をしまるがい。 でしまる。 をしまるがい。 でしまるがい。 でしまるがい。 でしまるが、 でしまるがい。 でしまるが、 をしまるが、 でしまなが、 でしまるが、 でしまなが、 でしまなが、 でしまなが、 でしまなが、 でしまなが、 でしまなが、 でしまなが、 でしまなが、 でしまなが、 でしなが

国立国会図書館	国会活動を補佐するとともに、納本制度により国内の出版物を収集・保存し国民に提供する機関として設立された国立としまかんがくじゅつぶんけんでいきようする機関として設立された国立としまかんがくじゅつぶんけんでいませんが、対しまでである。学術文献の録音図書の製作を行うほか、公共図書館が製作した音声デイジーデータや点字データなどを収集し、は、特にはなり、記録で書者用データ送信サービスとして、インターネット経由で利用できるようにしている。こくりっこっかいとしまかん国立国会図書館HP https://www.ndl.go.jp
サピエ図書館	視覚障害者等のための総合情報ネットワークサービス。全国のてんじとしょかんとうが製作・所蔵する点字や録音資料等の書誌はまうにようほうではなく、オンラインで貸出依頼を出したり、コンテンツをダウンロードできるものもある。図書館等の施設やボランティアには一部有料のサービスもあるが、視覚障害者等はすべて無料で利用できる。サピエ HP https://www.sapie.or.jp/cgibin/CNIWWW
しかくしょうがいしゃ 視覚障害者 じょうほうていきょうしせっ 情報提供施設	はんぱいではいいいけったがない。これではいかったが、はないかられている方々へ、用具の販売や様々な問題解決のための相談、ICTなどの環境整備や講習など、求めている情報を提供する施設。
自助具	りなたい ふじゅう まいかつ なか どうき 身体の不自由な方が、生活の中で動作をしやすくしたり、自分でできるよう補助する道具。
しゅうどしょうがいしゃよう 重度障害者用 いしてんたっそうち 意思伝達装置	こえ だ だ
対面読書	こうきょうとしょかんとう ていきょう 公共図書館等が提供するサービスで、音訳者が利用者の目の 代わりとなって指定された資料を読むもの。
ディスレクシア	す じ よ か げんてい こんなん     文字の読み書きに限定した困難さをもつ疾患。発達障害におけ     がくしゅうしょうがい い ち る学習障害に位置づけられている。
テキストデータ	* で 文字コードだけで構成される文字列や文書のデータ。

点字図書館	「ないした。 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないではないであり、 でいるが、 図書館法に基づく図書館ではないで、 はないで、 ないの、 ないの、 ないの、 ないの、 ないのではなく厚生労働省所管であり、 でいるが、 はは、 ないで、 ないの、 ないのではなく厚生労働省所管であり、 でいるが、 はは、 ないで、 ないの、 ないの、 ないの、 ないの、 ないの、 ないの、 ないの、 ないの
でんしとしょかん 電子図書館のアクセシビリティ 対応ガイドライン	商用の電子書籍を図書館を通じて提供するサービス(電子 図書館)を視覚障害者等が利用するにあたって必要なアクセシ ビリティに係る要件を整理することを目的として定められたもの。 その際、スクリーンリーダーを用いた操作を可能とし、また提供される電子書籍の音声読み上げを可能とするためのアクセシビリティに係る要件をやではいまました。
とくていませき とくてい 特定書籍・特定 でんししょせき 電子書籍	たいととしょかん こうりつとしょかん ちょさくけんほうだい じょうだい こう 点字図書館や公立図書館などが著作権法第37条第3項により製作した資料のこと。点字版や拡大写本等のようなアナログ なものと、デイジーやテキストデータ等のようなデジタル形式のものがある。
な古屋市子ども とてきまいしん 記書活動推進 けい画	子どもが、しょうかい と変にわたる読書習慣と、読書を通じて、自ら考えが はんだん はんだん まから また、相手の視点に立って物事を考えるかから すいしん できなてき カンを身に付けることを目的に、読書活動を推進し、「夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子」の育成を図ることを目的として定めるもの。 名古屋市公式HP https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/00000511 17.html
などやししょうがいしゃ 名古屋市障害者 きほんけいかく 基本計画	本市の障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の をうごうでき、けいかくてき、すいしん はか 総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。 名古屋市公式HP https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/000 0117346.html

をごやしはうがい 名古屋市障害 ふくしけいから る古屋市障害児 るは計画・ 名古屋市間害児 るしけいから 福祉計画	はようがいふくしけいかく しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき 障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的にしえん 1 を持つるための法律(障害者総合支援法)に基づき、障害のあった。 じゅつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとなる方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のでいまいがいる。 では、 1 できるようが、 1 では、 1 では、 1 では、 1 できるようが、 1 では、 1 できる。 2 できる。 1 できる。 2 できる。
	また、障害児福祉計画は、児童福祉法に基づき、障害のある 児童 が 身近 な 地域 で 支援を 受 けることが できるよう、 しょうがいじゅうしょしえん おま しょうがいじゅうしょしえん おま しょうがいじゅうしょしえん おま しょうがいじゅうしょし えんおよ で書児通所支援、障害児人所支援及び 障害児相談支援の ていきょうたいせい かくほ かか もくひょう ひつよう 投供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及び かくほぼうさく その確保方策について定める計画。 をごとやしこうしき 名古屋市公式HP
	https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/000
ばんかくだい PDF版拡大 きょうかしま 教科書 (PDF版拡大 図書)	いいしき かくだいとしょ かくだいきのう はいしょくんこうきのう おんせい より かくだいとう かんだい としょうかい やすさを考慮して作成された PDF形式の拡大図書。iPad を使って読むことができ、視覚障害 のある児童生徒であれば、在籍している学校等に限らず、誰でも申請が可能。タブレット(iPad)にすべての教科書が入るため 持ち運びがしやすく、拡大機能・配色変更機能、音声読み上げ機能・フォントや行間等の変更機能等を有する。
みなサーチ	めの見えない方、見えにくい方、活字の図書を読むのが難しい かた
UD フォント	ユニーバーサルデザインのコンセプトに基づき、多くの人が見や すく、読みやすいように工夫されているフォント

### 7 **巻末資料**

# さくていかいぎいいんこうせい 策定会議委員構成

なかのやすし中野泰志	けいおうぎじゅくだいがくきょうじゅ 慶應義塾大学教授	でちょう がくしきけいけんしゃ 座長・学識経験者
相羽 大輔	あいちきょういくだいがくじゅんきょうじゅ 愛知教育大学准教授	がくしきけいけんしゃ 学識経験者
のしだ おさむ 石田 長武	まいちけんじゅうどしょうがいしゃ せいかつ かいかいちょう 愛知県重度障害者の生活をよくする会会長	とうじしゃだんたい 当事者団体
いわま こうじ 岩間 康治	なごゃ というほうぶんか おお屋ライトハウス情報文化センター所長	しかくしょうがいしゃ 視覚障害者 じょうほうていきょうしせっ 情報提供施設
おかだ 岡田 ひろみ	まいちけんじへいしょうきょうかい 愛知県自閉症協会つぼみの会副理事長	とうじしゃだんたい 当事者団体
すぎもと よしじ 杉本 由司	なごやししかくしょうがいしゃきょうかいこうほうぶちょう 名古屋市視覚障害者協会広報部長	とうじしゃだんたい 当事者団体
をくしま むっみ 多久島 睦美	あいち LD親の会かたつむり副会長	とうじしゃだんたい 当事者団体
橋井 正喜	な ご や し しんたいしょうがいしゃふく しれんごうかいかいちょう 名古屋市身体障害者福祉連合会会長	とうじしゃだんたい 当事者団体
ましだ やすえ 吉田 優英	*************************************	とうじしゃだんたい 当事者団体
こじま はるひこ 小島 治彦	なごやしきよういくいいんかいじむきょくしどうぶしどう 名古屋市教育委員会事務局指導部指導 につちょう 室長	ぎょうせい 行政
よしだ たくお 吉田 拓生	なごゃしまょういくいいんかいじむきょくしょうがいがくしゅうぶ 名古屋市教育委員会事務局生涯学習部 しょうがいがくしゅうかちょう 生涯学習課長	ぎょうせい 行政
かとうはるお加藤晴生	なごゃしつるまちゅうおうとしょかんほうしかちょう 名古屋市鶴舞中央図書館奉仕課長	行政
大脇 千鶴	なごやしけんこうふくしきょくしょうがいふくしぶしょうがいきかく 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画 かちょう 課長	行政

上記委員の他、福祉用具の普及と介護知識、介護技術の普及を図ることを目的として本市が運営を委託しているなごや福祉用具プラザからも意見聴取を実施しています。

しかくしょうがいしゃとう どくしょかんきょう せいび すいしん かん ほうりつ れいわがんねんほうりつだいはんじゅうきゅうごう 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第四十九号) もくじ目次

第一章 総則(第一条一第六条)

にしょう きほんけいかくとう だいななじょう だいはちじょう 二章 基本計画等(第七条・第八条)

だいさんしょう きほんてきしさく だいきゅうじょう だいじゅうななじょう 第三章 基本的施策(第九条—第十七条)

だいよんしょう きょうぎ ばとう だいじゅうはちじょう 第四章 協議の場等(第十八条)

ふそく

だいいっしょう そうそく 第一章 総則

(目的)

だいいちじょう ほうりつ しかくしょうがいしゃとう どくしょかんきょう せいび すいしん かん きほんりねん さだ第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定 なら くにおよっちょうこうきょうたんたい せきむ あき め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その た しかくしょうがいしゃとう どくしょかんきょう せいび すいしん かん しさく きほん じこう さだ 他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定める とう しかくしょうがいしゃとう どくしょかんきょう せいび そうごうてき けいかくてき すいしん こと等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって しょうかい う tb で すべ こくみん ひと どくしょ つう せ じ かつじぶんか も じ 障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・ がっじぶんかしんこうほう へいせいじゅうななねんほうりったいきゅうじゅういちごう だいにじょう きてい もじ かっじぶんか活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化を いう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

だいにじょう ほうりつ しかくしょうがいしゃとう しかくしょうがい はったつしょうがい したいふじゅう 第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由そ た しょうがい しょせき ざっし しんぶん た かんこうぶつ ふく い か おな の他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、 しかく 視覚による表現の認識が困難な者をいう。

- 2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書そ た しかくしょうがいしゃとう ないよう ようい にんしき の他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。
- 3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その た しょせき そうとう も じ おんせい てんじとう でんじてききろく でんしてきほうしき じきてきほうしき 他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その たひと、ちかく他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条 たいにこうおよ たいじゅうにじょうたいにこう おな でんしけいさんきとう りょう しがく 第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚 はいまうがいしゃとう ないよう ようい にんしき 障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

### きほんりねん (基本理念)

だいさんじょう しかくしょうがいしゃとう どくしょかんきょう せいび すいしん つぎ かか じょう むね おこな 第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行わ れなければならない。

- に しかくじょうがいしゃとう りょう しょせきおよ しかくしょうがいしゃとう りょう てんししょせき 二 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍 とう いか しかくしょうがいしゃとう りょう しょせきとう りょうできかくじゅうおよ しつ こうじょう 等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が はか 図られること
- さん しかくしょうがいしゃとう しょうがい しゅるいおよ ていど おう はいりょ 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

#### (国の責務)

だいよんじょう くに ぜんじょう きほんりねん 第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進にかん しさく そうごうてき さくてい およ じっし せきむ ゆう 関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

だいごじょう ちほうこうきょうだんだい だいさんじょう きほんりねん 第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、そのちいき じっじょう ふ しかくしょうがいしゃとう どくしょかんきょう せいび すいしん かん しきく さくてい 地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、 およ じっし せきむ ゆう 及び実施する責務を有する。

### ざいせいじょう そ ちとう (財政上の措置等)

だいろくじょう せいふ しかくしょうがいしゃとう どくしょかんきょう せいび すいしん かん しさく じっし 第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するた ひっょう ざいせいじょう そ ち た そ ち こう め必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

だいにしょう きほんけいかくとう 第二章 基本計画等

### (基本計画)

だいななしょう もんぶかがくだいじんおよ こうせいろうどうだいじん しかくしょうがいしゃとう どくしょかんきょう せいび すいしん 第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の せいび すいしん かん きほんてき けいかく いか しょう きほんけいかく をだ 整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- いち しかくしょうがいしゃとう どくしょかんきょう せいび すいしん かん しさく きほんてき ほうしん 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針 に しかくしょうがいしゃとう どくしょかんきょう せいび すいしん かん せいふ そうごうてき けいかくてき こう 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずしきく べき施策
- さん ぜんにごう かか しかくしょうがいしゃとう どくしょかんきょう せいび すいしん かん 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関するしさく そうごうてき けいかくてき すいしん ひっょう じこう 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- もんぶかがくだいじんおよ。こうせいろうどうだいじん きほんけいがく さくてい 3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじ けいざいさんぎょうだいじん そうむだいじん た かんけいぎょうせいきかん ちょう きょうぎ め、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじ しかくしようがいしゃとう め、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるもの とする。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをイッよう たてきせつ ほうほう ンターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

ちほうこうきょうだんたい けいかく (地方公共団体の計画)

せんにこう きてい だいいっこう けいかく へんこう しゅんよう 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。 だいさんしょう まほんてきしょく

だいさんしょう きほんてきしさく 第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館が立づに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、まのおのは、大学役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすいとはまました。という。という。とはまからは、ならいのこのがいとはまから、ならの思たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすいはままます。これらしますがいしゃとう。リようとはませまとう。これらいまままます。これらいまままます。これらいまままます。これらいまままます。これらいまままます。これらいるとはませまとう。これらいまままます。これらいるとはまから、はまままます。これらいるとはままます。これらいるとは、ままままます。これらいるとは、ままままます。これらいるとは、ままままます。これらいるとは、ままままます。これらいるとは、ままままます。これらいるとは、こうには、これらいるとは、こうには、これらいるには、これらいるには、これらいるとは、こうには、これらいる。これらいるには、これらいる。これらいる。これらいる。これらいるには、これらいる。こ

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍 等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関す しなくしようがいしまとう。 りょう たいまうほうていきょう る情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を利用しやすい書籍である。 しなくしようがいとう 円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものと する。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地 に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。 ー 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条 だいにこうまた だいさんこうほんぶん きてい せいさく 第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子 はせきとう いか 「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することが できるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的 なネットワークの運営に対する支援

とくていしょせきおよ とくていてんししょせきとう せいさく しぇん (特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

だいじゅういちじょう くにおよ ちほうこうきょうだんたい ちょさくけんほうだいさんじゅうななじょうだいいちこうまた だいさんこうほんぶん 第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文のきてい 
規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。) なん とくていてんししょせきとう せいさく かか きじゅん さくせいとう 
及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質 
こうじょう はか 
とりくみ たい 
しえん 
た 
の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う もの、じょうおよったいしゅうはちじょう 者 (次条及び第十八条において「出版者」という。) からの特定書籍又は特定電子書籍 等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整 でいるようします。 様に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

しかくしょうがいしゃとう りょう てんししょせきとう はんばいとう そくしんとう (視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

ないじゅうにじょう くに しかくしょうがいしゃとう りょう てんししょせきとう はんばいとう そくしん 第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約にかん じょうほうていきょう た ひつよう しさく こう 関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係るではは、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係るでははてきまるくでいます。 おこな 電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用 するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援 するため、必要な施策を講ずるものとする。

ではうほうつうしんぎじゅつ しゅうとくしえん(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用 するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援する ため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するためのためます。 まとう はなくしょうがいしゃとう りゃんせい いっそう こうじょう はか におらに係る端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係るせんたんでき ぎじゅつとう かん けんきゅうかいはつ すいしんおよ た端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

## じんざい いくせいとう (人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立 としまかんとう こくりっこっかいとしまかんおよ てんじとしまかん 図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい はせきとう えんかつ りょう 書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るた けんしかう じっし すいしん こうほうかつとう しゅうじつ た ひっよう しきく こう め、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

### だいよんしょう きょうぎ ばとう 第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的なすいしん はか は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的なすいしん はか もんぶかがくしょう こうせいろうどうしょう けいざいさんぎょうしょう そうむしょう た かんけいぎょうせい 推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政 きかん しょくいん こくりっこっかいとしょかん こうりっとしょかんとう てんじとしょかん だいじゅうじょうだいいちごう 機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子等の製作を行う者、出版者、出版者、しかく しょうがいしゃどう た かんけいしょ もの とくていてんししょせきとう せいさく おこなう者、出版者、としていてんししょせきとう せいさく おこなう者、出版者、というだったと まっとが もの しゅっぱんしゃ しかく しょうがいしゃとう た かんけいしゃ れんけいきょうりょく かん できる きゃくの 他関係者の連携協力に関 できまう そ も こう こう そ も こう し必要な措置を講ずるものとする。

#### が則

この法律は、公布の日から施行する。

#### 名古屋市読書バリアフリー推進計画 (第1次) れいわ ねん がっ 令和6年3月

なごやしけんこうふくしきょくしょうがいふくしぶしょうがいきかくか 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 | 番 | 号

電 話 番 号:052-972-2587

ファックス番号:052-951-3999

電子メール:a2587@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp